装管調第１９７６号
令和４年２月１０日

大臣官房長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監殿
各地方防衛局長
防衛装備庁調達管理部長
防衛装備庁調達事業部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
（公印省略）

装備品等及び役務の調達における下請負企業からの輸入品等に係る価格の妥当性の確認について（通知）

標記について、輸入品の調達に係る価格の妥当性の確認については、輸入品の調達に係る実施事項について（装管調第３７０９号。２７．１２．９）に基づく取組を行っているところ、今般、下請負企業である輸入商社が主契約企業に対し、輸入品の見積価格を偽り、事実と異なる過大な金額を計上していた過払い事案が判明したことに鑑み、装備品等及び役務の調達であって、一般輸入調達以外の間接的な輸入品等の調達についても、その契約の適正な実施及び予算の効率的執行の観点から、下記のとおり実施することとしたので、関係職員に周知されたく通知する。

なお、本件は令和４年４月１日以降に調達手続を行う調達から適用するものとするが、適用前の調達においても、可能な範囲で実施されたい。

記

１　趣旨

この通知は、下請負企業が契約相手方に対し、輸入品等の外貨額を偽るなどにより過払い事案が発生したことを踏まえ、契約相手方に対し、当該契約に含まれる輸入品等に係る外国企業等が発行した見積書等の提供等及び当該見積書等を発行した外国企業等に真正性の確認を実施することにより価格の妥当性を確認し、もって装備品等及び役務の契約につ

いて一層の適正化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2　契約に含まれる輸入品等に係る価格の妥当性の確認等

⑴　装備品等及び役務の調達（一般輸入調達及び有償援助調達を除く。）に係る契約において、契約履行のために必要な輸入完成品、輸入ノックダウンキット、輸入コンポーネント、輸入パーツ、輸入鋳鍛造粗型材及びこれらに付随する外国からの役務（以下「輸入完成品等」という。）を直接又は下請負者（防衛省との契約相手方から業務の一部の下請負を受けた者をいう。）を通じて調達する場合、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）第２条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は入札参加意欲を示した者及び契約相手方（以下「契約相手方等」という。）に対し、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第３５号）第５条第２号、第６条第２号、第７条第２号及び第１０条第１項の規定に基づき見積資料の提出を求めるときは、輸入完成品等に係る見積価格に関する資料（いわゆるクォーテーション及びその他関係書類を含む。以下同じ。）及び品代に含まれる費用の内訳が確認できる資料について、当該資料の発行者の同意を得た上での提出又は提示を求めるものとする。

⑵　契約担当官等は、前号に規定する調達の契約に際し、計算価格の計算を行う場合には、当該契約に含まれる輸入完成品等の見積価格（邦貨建て、外貨建ての別を問わない。）の信頼性に関して、契約相手方等の輸入完成品等に係る購買規定の確認、価格の根拠となる資料の徴取並びに実績価格、市場価格及び類似品価格の調査を充実させるものとする。

⑶　契約担当官等が契約相手方等から提出又は提示を求める輸入完成品等に係る見積価格に関する資料については、原則として外国製造業者が発行したものの写しとし、契約担当官等は、輸入完成品等に係る見積価格に関する資料の信頼性を確保するために、当該資料を発行した外国製造業者に対して輸入完成品等に係る見積価格に関する資料の写しを送付する等、真正性の確保に必要な措置を行うものとする。ただし、輸入完成品等が防衛省以外への販売実績若しくは販売予定がある場合又は契約相手方等において入札等により競争性が確保されていることが確認できる場合など、見積価格の妥当性及び信頼性が担保されていると契約担当官等が判断できる場合はこの限りでない。

⑷　前号本文の規定により難い場合には、契約担当官等は、契約相手方等に対し、輸入完成品等を発注する下請負者が外国製造業者の発行した輸入完成品等に係る見積価格に関する資料の写しを提出等できない

理由、契約相手方等又は契約担当官等が外国製造業者へ直接問い合わせを行うことについての当該下請負者の同意、契約相手方等から外国製造業者へ直接確認した結果及び当該輸入完成品等の価格の妥当性を証明する資料など、適正な予定価格の算定に必要な資料の提出を求めるものとする。

⑸　大臣官房長等（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号）第２条第２号に規定する大臣官房長等をいう。）及び防衛装備庁長官は、第１号、第３号及び前号の規定を実施するに当たり、各機関等における契約の特性、適正な予定価格の算定事務と契約相手方等の負担等を考慮し、防衛装備庁長官と必要な調整を行った上で輸入完成品等の見積価格に関する資料の提出又は提示を求める基準を設定することができる。

⑹　契約担当官等は、第３号及び第４号の規定を実施するに当たり、契約相手方等から提出又は提示される資料の信頼性が担保できる範囲において基準を設定し、抽出して真正性の確保に必要な措置を行うことができる。

⑺　第１号に規定する調達の契約に付した特約条項に基づき代金の確定を行う場合においては、契約相手方等から提出又は提示された外国製造業者等が発行した送り状（いわゆるインボイス）その他の資料についても、第３号から第６号までの規定に準じて、信頼性の確保のための措置を行うものとする。

⑻　契約担当官等は、再下請負者（下請負者から業務の一部の下請負を受けた者及び当該者以降の全ての同様の下請負者をいう。）を通じて調達する輸入完成品等であって、当該輸入完成品等の見積価格の信頼性を確認する必要があると判断する場合は、第１号から第４号までの規定に準じた措置を講ずるものとする。

３　その他

本通知の運用に当たり、疑義が生じた場合は、防衛装備庁調達管理部長と調整するものとする。